

Information 06

所得の申告相談が始まります

平成30年1月1日現在、市内に住所があり、次に該当する人が対象となります。

申告が必要な人

平成29年中に所得があり①勤務先から源泉徴収票を交付されていない人②勤務先で給与の年末調整をしなかった人③給与所得のほかに、農業や営業などの各種事業所得、不動産所得、配当所得、雑所得などの所得があった人

附表提出のみの申告

次のいずれかに該当する場合は、申告書附表を提出することで申告したことになります。①収入がまったく無かった(他市町村にいる家族の扶養になっっているなど)②収入が障害者年金、遺族年金、失業給付などの非課税所得だけ

※申告書附表は「所得の申告相談について(ご案内)」に添付しています。必要な項目を記入し、各申告会場、または各総合支所市民課に平成30年3月15日(木)まで提出してください。税務署(青色申告者、会計事務所に依頼する

人を含む)や国税電子申告・納税システム(e-Tax)で申告する場合は、市役所での申告は必要ありません。

※地域によって申告相談日が異なります。申告日程や申告相談時に必要なものについては、各世帯に配布されている「所得の申告相談について(ご案内)」で確認してください。

日曜日の申告相談

申告期間中、各申告会場で日曜日(1日だけ)の申告相談を実施します。受付時間は、各会場とも午前が8時45分から11時、午後は1時15分から3時30分までとなります。

日曜日の申告相談の日程は、申告会場ごとに異なりますので「所得の申告相談について(ご案内)」で確認してください。

事業所得について

事業所得など(営業所得・農業所得・不動産所得)がある人は、帳簿などの記帳・保存が義務化されています。収支内訳書などを作成し、申告の際にご持参ください。

Information 07

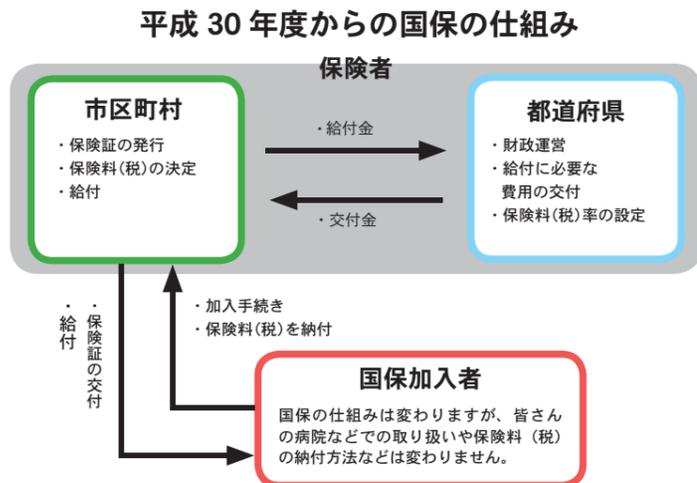
平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

現在の国民健康保険は、市町村ごとに運営されていますが、平成30年4月からは、都道府県と市町村が共に担うこととなります。

この10年間で、70歳以上の高齢者数と国民医療費は1.3倍となりました。また、団塊の世代が全員75歳以上となる平成37年には、医療費の総額が61.8兆円になると見込まれています。

このような背景から、県と市町村の共同運営と国の財政支援という新たな仕組みにし、国保財政を安定化。国民皆保険を将来にわたって守り続けることができます。平成30年度からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いします。

【問い合わせ】市民生活部国保年金課(保険給付係)
☎0220(58)2166



国保加入者の皆さんへ

- ①制度の変更で、皆さんが手続きをする必要はありません。
- ②現在使用している保険証は、記載されている有効期限まで利用できます
- ③保険の変更や給付の申請などは、今まで通り各総合支所の窓口で手続きできます
- ④宮城県内に引っ越した場合、引っ越し前と同じ世帯であることが分かれば高額療養費の多数該当が引き継がれます
※多数該当とは、当月を含む過去12カ月以内に高額療養費に該当した場合、4回目から自己負担額が軽減される制度です。

Information 08

より安全な施設に適合「金」の表示マークを交付

市は、防火基準などに適合した施設に「表示マーク」を交付しています。

12月14日、市内6つの宿泊施設が「表示マーク(銀)」を3年連続して受け、表示基準に適合していることから「表示マーク(金)」を交付しました。

交付された施設は、ホテルニューグランドヴィア、ホテルルートイン登米ビジネスホテルサンフレックス、ホテルサンシャイン佐沼(追町)、ホテルジュピター(南方町)やホテル望遠閣(登

米町)です。交付された施設は、表示マークを建物内などに掲示することで利用者に、より安全な基準を満たす施設であることが分かります。

【問い合わせ】消防本部予防課(予防建築係)
☎0220(22)1900



税務署からのお知らせ 申告は自分で作成、お早めに

佐沼税務署の申告書作成会場は、佐沼税務署1階特設会場です(開設期間前は申告書作成会場を設置していません)。また、少ない職員数での対応となり、長時間お待ちいただく場合がありますので、会場開設期間中にお越しください。
【開設期間】平成30年2月16日(金)～3月15日(木)
【受付時間】午前9時～午後4時(提出は午後5時まで)
【開設時間】午前9時～午後5時
※土・日曜は開設していません。申告書作成会場の混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合がありますのでご了承ください。申告書や申請書などにはマイナンバーの記載が必要です。
【問い合わせ】佐沼税務署 ☎0220(22)2501

確定申告は便利なe-Tax(電子申告)をご利用ください

所得税や贈与税の申告については、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、e-Tax(電子申告)で送信できます。確定申告期間中なら24時間、土・日曜日、祝日でも申告書提出が可能。また、税制改正に対応した自動計算機能で、計算誤りのない申告書を作成できます。



[HP] <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

税務署で申告をお願いします

次のいずれかに該当する場合は、税務署で申告をお願いします。①青色申告をする②過年分(平成28年分以前)の申告をする③取用以外で土地、建物など不動産を売却した④株式や先物取引所得がある⑤繰越損失の申告をする⑥住宅借入金等特別控除の適用を受ける

⑦相続税法対象年金の申告をする⑧消費税の申告が必要⑨初めて営業、不動産の申告をする
また、死亡しても確定申告が必要な人は、税務署にご案内することになりますので、ご了承ください。
ご不明な点は、事前に総務部税務課までご相談ください。
【問い合わせ】総務部税務課(市民税係)
☎0220(22)2163

北條敏夫さんが人権擁護委員に

北條敏夫さん=登米町=が1月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員の委嘱を受けました。人権擁護委員は、私たちのまちな身近な相談パートナーです。毎日の生活を営んでいく上で、これは「人権問題ではないか」「法律が分からないので困っている」ときは、一人で悩まずご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られますのでご安心ください。
【問い合わせ】
仙台法務局登米支局(総務係)
☎0220(52)2070

藤井敏和副市長が退任

藤井敏和副市長が12月31日に退任しました。
藤井氏は、平成23年11月1日から6年2カ月にわたり本市の副市長を務め、東日本大震災からの復興と市勢発展に尽力されました。
今後副市長は1人体制となります。

